

船橋市 手話通訳者・要約筆記者派遣 聴覚障害者相談員等のご案内



聴覚障害者の方の社会参加を支援するため 手話通訳者・要約筆記者(OHP・OHC・ノートテイク)※

病院や 健康に 関すること



- 病院に行って診察を受けたい
- 健康診断を受けたい
- 歯医者に行って治療を受けたい
- 入院手続き、手術前後の説明を受けたい
- 出産に向けた健診・乳幼児健診を受けたい

生活に 関すること



- 自治会の例会や総会に参加したい
- 地域の防災訓練に参加したい
- 交通事故を起こした
- ご近所とのトラブルで相談をしたい
- 遺産相続の話し合いに参加したい
- 冠婚葬祭(結婚式・葬式・法事など)
- 公民館のサークルに参加したい
- 家電など詳しい説明をききながら購入したい
- ペットを病院へ連れて行きたい

その他にも、こんな時は手話通訳者や要約筆記者を派遣してもらえるのかな？
と思ったらお気軽にご相談下さい。

を派遣いたします。

※要約筆記とは、話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のことです。

手話通訳者・要約筆記者は
プライバシーを守ります。
安心してご利用ください。

職業に関すること



- 求職・転職の相談に行きたい
- 就職の面接を受けたい
- 会社の人に相談がしたい
- 職場でトラブルが起きた
- 雇用保険の給付手続きをしたい

※ハローワーク船橋には手話協力員が下記の時間に設置されています

- 水曜日／午後1時～午後3時
第二庁舎（失業給付の相談）
- 金曜日／午前10時～午前12時
第二庁舎（職業相談）

但し、第5水曜日・金曜日は手話協力員の設置はありません。

- 就職に結びつくと見込まれる資格を取りたい ※回数制限あり

保育園や学校等に関すること



- 子の授業参観に行きたい
- 個人面談へ行きたい
- 保護者会や懇談会に参加したい
- PTAの集まりに参加したい
- 入学式・卒業式に参加したい
- 家庭訪問で先生が家に来る
- 担任の先生に相談がしたい
- 子の習い事の説明を聞きたい
- 塾の面談に行きたい

市役所窓口での手続き・申請をしたい

障害福祉課



- 身体障害者手帳交付の説明を聞きたい
- 日常生活用具・補装具の申請をしたい
- 年金・介護保険・税金・健康保険の手続きをしたい
- 自治体や市の登録福祉団体が主催する講座や講演会に参加したい
- ケアマネジャーに相談がしたい。

※その他の市役所窓口での手続き、申請などにつきましても手話通訳者・要約筆記者を派遣いたします。

通訳派遣申し込み方法

1 受付時間 9時～17時

2 受付曜日 月～金曜日

| | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|--------|---|---|---|---|---|---|---|
| 9時～17時 | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ |

受付時間内に依頼をしていれば、土曜日・日曜日・祝休日・夜間も派遣ができます。

3 申込方法 「船橋市手話通訳者・要約筆記者派遣申込書」を、右ページの「記入例」を参考に、必要事項を記入し、公社宛へFAX、またはメール・^{グーグル}Googleフォームで送信してください。

メールフォーム



Googleフォーム



申込書



必要事項

- ①申込者 住所
- ②申込者 氏名
- ③申込者 FAX・電話番号
- ④通訳の種類（手話・要約筆記）
- ⑤派遣の希望日
派遣開始時間
派遣終了(予定)時間
- ⑥派遣の場所
- ⑦派遣内容
- ⑧待ち合わせ場所
待ち合わせ時間

※メールの場合、1営業日を過ぎても返信がない時は、再度下記宛にご連絡ください。

4 申込先 公益財団法人 船橋市福祉サービス公社

メール syuwa-youyaku@ffsk.or.jp

FAX 047-436-2833 / 047-432-7352

原則、派遣当日の5日前まで

※受付後、公社より業務時間内（9時～17時）に返信いたします。

- ▶ 家族やケアマネジャー等、ご本人以外の方も申し込みできます。
- ▶ 営利・宗教・政治活動等には、原則派遣できません。
- ▶ 企業、各種団体からの派遣依頼については、公社までご相談ください。

緊急で時間外に通訳を依頼したい時は、下記へ連絡してください。

千葉聴覚障害者センター FAX 043-308-6400

※「緊急」とは、命や財産に関わることです。

※「時間外」とは、平日17時～21時、土曜日・日曜日・祝休日9時～18時のことです。

船橋市福祉サービス公社

047-436-2833 (FAX)

記入例

船橋市手話通訳者・要約筆記者派遣申込書

令和 6 年 4 月 10 日

船 橋 市 長 宛

- ① 住 所 船橋市 〇〇〇 〇-〇-〇
- ② 申込者 氏 名 〇〇 〇〇
- ③ FAX・電話 047-〇〇〇-〇〇〇〇

※どちらかにをしてください。

- ④ 手話通訳者 要約筆記者の派遣を受けたいので、次の通り申し込みします。

| | | |
|---|---------|---------------------------------|
| ⑤ | 派遣の日時 | 6 年 4 月 17 日 (水) 9 時 30 分 ~ 時 分 |
| ⑥ | 派遣の場所 | 船橋市立医療センター 内科 |
| ⑦ | 派遣内容 | 定期健診 |
| ⑧ | 待ち合わせ場所 | 1 階総合受付前 9 時 20 分 |
| | 備 考 | |

※本人以外が申し込みする場合は記入して下さい。

| | |
|-------|---------------------|
| 対 象 者 | 氏 名 () 申込者との関係 () |
| | 住 所 (船橋市) |
| | その他 () |

手話通訳者・要約筆記者が決まりました。

_____ が行きます。よろしく申し上げます。
 公益財団法人 船橋市福祉サービス公社 派遣担当

Q&A

Q 利用料はいくら？

A 原則、船橋市にお住まいの聴覚障害者の方は、自己負担無しでご利用いただけます。

Q 場所は、船橋市内だけ？

A いいえ。船橋市外、県外への派遣も可能です。
遠方への派遣を希望する場合はご相談ください。

Q 手話通訳・要約筆記をお願いできる時間は？

A 必要性があれば、時間の制限はありません。
ただし、依頼は公社業務時間内をお願いします。

Q 派遣できる内容かどうか、わからない。

A 派遣が可能か、まずは、ご相談ください。

Q 本当に公的なサービスなの？

A はい。船橋市福祉サービス公社が船橋市から委託を受けておこなっています。

Q ネット119で緊急通報した時、手話通訳が必要な時はどうすればいいですか？

A 到着した救急隊員に手話通訳が必要なことを伝えてください。
救急隊員からの連絡で手話通訳者が搬送先の病院へ行きます。

聴覚障害に関するご相談をお受けします。



ご相談内容については、秘密を厳守いたします。

代理電話をいたします。

聴覚障害者の方からの連絡を電話で相手の方にお伝えします。

- 病院の予約を変更・キャンセルしたい。
- 約束の時間に遅れそうなので、先方に連絡をしたい。
- メール、FAXの対応をしていない場所に、連絡をしたい。
- 体調が悪いので会社を休みたい。
- 健康診断の申し込みをしたい。

-
- 受付時間：月曜日～金曜日(祝休日・年末年始は除く)
午前9時～午後5時 (事前に公社までご連絡ください)

緊急時等に備えて

| サービス名称 | できること | 利用方法 | 問い合わせ先 |
|------------------------------------|--|--|---|
| Net(ネット)119 緊急通報システム | スマホのアプリを使い救急車等と呼べる。船橋市外からも利用可。救急隊員に「手話通訳が必要」と伝えれば病院へ手話通訳者が来る。(通訳派遣は近隣のみ) | 新規登録の場合は、消防局に行き、登録が必要。 スマホ機種の変更等の場合は、メールでのやり取りで継続可能。 | 船橋市消防局警防指令課 船橋市湊町2-6-10 047-432-8229(FAX) sho-keibo@city.funabashi.lg.jp |
| メール119 | メール・FAXで救急車等と呼べる。救急隊員に「手話通訳が必要」と伝えれば病院へ通訳者が来る。(通訳派遣は近隣のみ) FAX119の利用希望の方は事前に消防局へお問い合わせ下さい。 | sho-shirei@city.funabashi.lg.jp 消防局へ送信。 | |
| 電話リレーサービス | 24時間・365日、手話または文字チャットと音声を通訳し、電話で即時双方向になく。緊急通報機関への連絡も可能。 | 事前の登録が必要。 03-6275-0913(FAX) info@nftrs.or.jp | 総務大臣指定 (一財)日本財団 電話リレーサービス提供機関 |
| 110 アプリシステム | スマホのアプリを使用し110番通報できる。「手話通訳者が必要」と伝えれば手話通訳者を呼ぶことができる。 | 「110番アプリ」のダウンロード必須。 事前登録が必要。それぞれ下記から検索。 iPhone ⇒ App store android ⇒ GooglePlay | 千葉県警察本部 通信指令課 0120-110-294 (FAX) |
| メール110番緊急通報 FAX110番緊急通報 | メール・FAXで110番通報ができる。「手話通訳者が必要」と伝えれば、手話通訳者を呼ぶことができる。 | https://chiba110.jp 0120-110-294(FAX) 通報内容、住所、氏名、FAX番号を書く。 | |
| 遠隔手話通訳サービス | 船橋市役所と船橋駅前総合窓口センター(FACEビル5階)において、タブレット端末を使用して遠隔で手話通訳を利用できる。 | 船橋市役所障害福祉課またはFACEビル5階へ来所時に、窓口でタブレットでの遠隔手話通訳希望の旨を伝える。 | 船橋市障害福祉課 給付事業係 047-433-5566 (FAX) |

案内図



公益財団法人船橋市福祉サービス公社(千葉県船橋市本町2-7-8 船橋市福祉ビル4階)

FAX 047-436-2833

TEL 047-436-2831

047-432-7352

✉ syuwa-youyaku@ffsk.or.jp